

文化政策部会「審議経過報告」

(概要)

はじめに

平成19年2月に「第2次基本方針」が策定され、3年余が経過。この間の諸情勢の変化等を踏まえ、平成22年2月10日に「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問。本報告は、同諮問を受け、本部会におけるこれまでの審議経過を取りまとめたもの。本報告に対し意見募集を実施し、広く国民や文化芸術団体等から頂いた意見を踏まえ、答申に向けて更に調査審議を深める。

第1 文化芸術振興の基本理念

文化芸術は、人々に大きな喜びや感動、心の豊かさや安らぎをもたらす心の資産であり、国境を越えて様々な価値観を共有する基盤となるもの。他国に誇る自国の文化芸術を持つことは、何物にも代え難い心のよりどころとなる。また、文化芸術の振興は持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、我が国の国力を高めるものとして文化芸術を位置付けておく必要。

わたしたち一人一人の主體的な営みや、各地域における多様な取組の上に、国としても自らの責任において自国の文化芸術を振興。文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術振興策の強化・拡充を図る。そのためには、国による文化芸術の振興を総合的に推進する必要がある、「文化省」の創設をも念頭に、まずは関係省庁が「協働の姿勢」をもってより一層連携を強化。

第2 文化芸術振興のための重点施策

文化芸術の振興に当たって、当面、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)及び各分野における重点施策(具体的施策)については、以下のとおりとする。

1. 六つの重点戦略 ～ 「文化芸術立国」の実現を目指して ～

「第1 文化芸術振興のための基本理念」の下、教育、福祉、環境、観光、創造産業等、幅広い分野にかかわりを持つ文化芸術振興の重要性に対する国民の理解を醸成するとともに、国際社会における我が国の魅力や存在感を高めるため、諸外国と比較して極めて貧弱な文化予算を大幅に拡充し、国家戦略として新たな「文化芸術立国」の実現を目指す。このため、当面以下の六つの重点戦略を強力に進める。

(1) 文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し

現状と課題及び「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、文化芸術活動に対する支援の在り方を抜本的に見直し、効果的な振興を図ることができるよう以下の取組を進める。

- ◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法やマッチンググラント等新たな支援の仕組みを導入
- ◆ 寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制の検討等を通じ、企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促進、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援
- ◆ 「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入を検討するため、早急に必要な調査研究を実施、可能などころから試行的な取組を開始

- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充，その法的基盤の整備を早急に検討
- ◆ 美術品の国家補償制度を速やかに導入
- ◆ 国立の美術館・博物館や劇場について，今後のあるべき姿を含め，より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討

(2)文化芸術を創造し，支える人材の充実

芸術家をはじめ文化芸術を創造し，支える人材を充実する観点から，以下の取組を進める。

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会等の充実，顕彰制度の拡充等，若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実
- ◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実
- ◆ 大学等の関係機関との連携を強化

(3)子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

文化芸術の裾野を拡大するとともに，感性や創造力，コミュニケーション能力をはぐくむため，子どもや若者を対象とした以下の取組を進める。

- ◆ 多彩な優れた芸術の鑑賞機会，伝統文化や文化財に親しむ機会を充実
- ◆ コミュニケーション教育をはじめ，学校教育における芸術教育を充実

(4)文化芸術の次世代への確実な継承

文化芸術を次世代へ確実に継承するため，文化財の保存・活用や文化芸術の作品，資料等の収集・保存(アーカイブ)に関し，調査研究機能を充実するとともに，以下の取組を進める。

- ◆ 文化財の修理や防災対策
- ◆ 文化財の公開・活用
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築を着実に進めるとともに，その積極的な活用策を検討するため，作品，資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備が可能な分野から早急に着手

(5)文化芸術の観光振興，地域振興等への活用

文化芸術の価値を観光振興，地域振興，産業振興等に更に活用することができるよう，関係省庁による連携の下，以下の取組を進める。

- ◆ 文化財建造物，史跡，博物館や各地に所在する文化芸術資源を，その価値を適切に継承しつつ，観光振興，地域振興等に活用
- ◆ 創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援，地方芸術祭，アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励
- ◆ 文化芸術活動の成果を創造産業や観光関連産業に結び付け
- ◆ 「くらしの文化」の振興に着手

(6)文化発信・国際文化交流の充実

我が国の文化芸術を積極的に海外発信するとともに，東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を更に推進するため，関係省庁による連携の下，以下の取組を進める。

- ◆ 舞台芸術，美術工芸品等の海外公演・出展，国際共同制作等への支援を充実
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加を戦略的に支援，メディア芸術祭は世界的フェスティバルとして一層充実
- ◆ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館や大学の活動・内容を充実

- ◆ 文化財分野における国際協力を充実
- ◆ 「東アジア芸術創造都市(仮称)」や大学間交流における活動等も含め、東アジアにおける文化芸術活動を推進

2. 各分野における重点施策(具体的施策)

(1) 舞台芸術分野

- ① 地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのため法的基盤の整備
- ② 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し
- ③ 子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充
- ④ 舞台芸術の国際交流と海外発信の強化

(2) メディア芸術・映画分野

- ① メディア芸術祭の拡充と関連イベントとの連携
- ② メディア芸術に関する貴重な作品・資料等のアーカイブの構築
- ③ 新人クリエイターによる発表の場の創設等の人材育成の強化
- ④ 産業や観光面の振興, 研究機能の強化及び国内外への情報発信
- ⑤ 日本映画の振興のための支援の充実

(3) 美術分野

- ① 博物館の管理運営方策の充実
- ② 美術作品等の鑑賞機会及び美術作品制作等への支援の充実
- ③ アートマネジメントに関する人材の育成
- ④ 美術関連資料のアーカイブ戦略

(4) 暮らしの文化分野

- ① 「暮らしの文化」に関する調査研究の推進
- ② 「暮らしの文化」の担い手・団体の育成・支援
- ③ 創造都市の推進と創造産業の振興
- ④ 観光振興や文化発信に資する環境整備

(5) 文化財分野

- ① 文化財の公開・活用の促進, 地域活性化に資する文化財の魅力の再構築・発信
- ② 文化財の持続的な継承及び文化財保護に対する理解増進
- ③ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成
- ④ 文化財を通じた国際協力・交流の推進
- ⑤ 文化財行政における各主体の役割と連携

今後の検討課題

本部会において、今後更に調査審議を行う必要がある主な課題は、以下のとおりである。

- ◆ 第2次基本方針の実施状況の評価を行うこと
- ◆ 十分な調査審議を尽くせず、本報告に盛り込めなかった事項も含め、文化芸術の振興のための各般の施策について検討を深めるとともに、それら施策の達成目標及び工程スケジュールを明らかにすること
- ◆ 国語及び著作権に関する政策について、関係分科会の審議状況等を踏まえつつ、本部会としても必要な検討を行うこと

文化政策部会「審議経過報告」(平成22年6月7日)(概要)

文化芸術振興の基本理念

文化芸術
そのものの価値

心のよりどころ
(アイデンティティの確立)

経済発展
国際協力
の基盤

国自らの責任において文化芸術を振興

- 文化芸術振興の重要性に対する国民の理解醸成
- 文化予算を大幅に拡充し、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現
- 国際社会における我が国の魅力や存在感の向上
- 総合的推進のため、関係省庁が「協働の姿勢」により連携強化

六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

戦略1 支援の在り方の抜本的見直し

- ◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ◆民間・個人の投資拡大、「新しい公共」の活動支援
- ◆「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入検討
- ◆地域拠点への支援拡充、法的基盤の整備検討
- ◆美術品の国家補償制度の導入
- ◆国立の文化施設の運営見直し

戦略2 創造し、支える人材の充実

- ◆文化芸術を創造する芸術家の育成支援の充実
- ◆文化芸術を支える専門的人材の育成・活用支援
- ◆文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実
- ◆大学等関係機関との連携強化

戦略3 子ども・若者向け施策の充実

- ◆芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ芸術教育の充実

戦略4 次世代への確実な継承

- ◆文化財の修理・防災対策の計画的推進
- ◆文化財の公開・活用の促進
- ◆アーカイブ構築の着実な促進、積極活用策の検討

戦略5 観光・地域振興等への活用

- ◆文化芸術資源の観光・地域振興等への活用
- ◆新たな創造拠点の形成支援、地域文化の振興奨励
- ◆文化芸術活動の成果による創造産業等の振興
- ◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

戦略6 文化発信・国際交流の充実

- ◆海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- ◆中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
- ◆文化発信・交流拠点としての博物館等の充実
- ◆文化財分野の国際協力の充実
- ◆東アジアにおける文化芸術活動の推進

各分野の重点施策

舞台芸術

メディア芸術
映画

美術

くらしの文化

文化財